

# 分散型電源導入促進事業費補助金(うち自家発電設備導入促進事業)2次公募

## FAQ

### 1. 補助対象事業について

Q1. どのような場合に補助対象になるのか。

A1. 自家発電の新增設等により公募要領で定める条件を満たす場合に補助対象の事業となります。その自家発電設備は、電気事業法第三十八条第四項に定める自家用電気工作物のうちの常用発電設備であって、電気事業(PPS 事業など)の用に供する発電機以外であることが必要です。

Q2. 自家発電設備の設置場所が北海道電力管内であれば、契約先は新電力(PPS)でもいいのか。

A2. 問題ありません。

Q3. 中古品の発電機を設置して稼働する場合も対象になるのか。

A3. 中古品であっても、公募要領に定める条件を満たせば補助対象となります。補助対象経費は中古品の価格を適正に評価したものが計上される必要があります。

Q4. 単なるレンタルではなく、リースによる設備設置は対象になるのか

A4. ファイナンスリースの場合は対象となります。この場合、リース料から補助金相当分が控除されることが必要です。

Q5. 例えば北海道電力管内で別の事業所から自家発電設備を移設して稼働する場合は、補助対象になるのか。

A5. 他電力会社管内からの移設は対象となりますが、本例のような、同じ北海道電力管内での移設は対象となりません。ただし、休廃止している既存の自家発電設備を移設して稼働する場合は、対象となります。

Q6. 既に工事中の場合は対象になるのか。

A6. 交付決定前に着手されている場合は原則対象外ですが、公募開始日以降(平成25年10月15日以降)に着手したもので、事務局が認めた場合は、交付決定前であっても対象になります。ただし、燃料費は交付決定日以降が対象となります。

Q7. 平成26年3月31日までに稼働することが条件となっているが、どうやって証明するのか。

A7. 工事計画、納品書、性能試験証明書などを提出していただき審査します。平成26年3月31日までに設置、稼働し、出力要件を満たしていることが確認できない場合は、交付決定したものであっても補助金は交付されません。但し、理由が不可抗力によるものなどは、個別の事情を勘案する場合があります。

Q8. 以前の公募での事業実施後の再度の公募申請は可能か？

A8. 申請可能です。

## 2. 補助対象者について

Q1. 農業法人は対象になるのか。

A1. 対象になります。中小企業基本法第2条の中小企業の定義に該当すれば補助率は1/2になります。

Q2. 学校法人は対象になるのか。

A2. 対象になりますが、中小企業には該当しないため、補助率は1/3になります。

Q3. 医療法人や社会福祉法人は対象になるのか。

A3. 対象になりますが、中小企業には該当しないため、補助率は1/3になります。

Q4. 地方自治体や独立行政法人は対象になるのか。

A4. 民間団体ではないので、対象になりません。

Q5. 地方自治体が100%出資している株式会社(所謂第3セクター)は対象になるのか。

A5. 対象になります。しかし中小企業には該当しないため、補助率は1/3になります。

Q6. 大企業の子会社であっても中小企業基本法第2条の定義に該当すれば中小企業になるのか。

A6. 大企業から出資を受けている以下のいずれかに該当するいわゆる「見なし大企業」は中小企業とはせず、大企業と同等に補助率は1/3になります。

- ・発行済株式の総数又は出資価額の総数の2分の1以上を同一の大企業が所有している場合
- ・発行済株式の総数又は出資価額の総数の3分の2以上を大企業が所有している場合
- ・大企業の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の2分の1以上を占めている場合

Q7. 共同で申請する場合は、どのような場合が認められるのか。補助率はどうなるのか。

A7. 自家発電設備をリースにより設置する場合にリース事業者と使用者が共同で申請する場合があります。リースの場合は、使用者の企業規模に応じた補助率となります。

Q8. 燃料費の補助金で発電機の所有者と運用者が異なる場合は申請者はどちらになるのか。

A8. 発電機の所有者から運用者が運転を委託され、燃料費等の経費も負担したうえで電力会社との供給契約を行っている場合には、運用者が補助対象者となります。単に、運転だけを委託して、運転経費は所有者が負担する場合は所有者が補助対象者となります。

Q9. 事業者の業種に指定はあるか。

A9. 民間事業者であれば業種を問わず応募可能です。

Q10. 法人格を有しない事業主体(自営業等)でも応募可能か。

A10. 中小企業基本法第2条の定義に該当すれば可能です。

## 3. 補助対象経費について

Q1. 設備に関する補助対象経費はどこまで認められるのか。

A1. 設備は、新增設については自家発電設備、設置工事、系統連系に必要な設備が対象です。休止設備を

再稼働するための修繕費も対象になります。用地代は対象外です。

Q2. 自家発電設備は何が対象になるのか。

A2. 公募要領に記載されている内燃力、汽力発電設備又は燃料電池が対象です。ただし再生可能エネルギー発電設備は対象外です。

Q3. 移設の場合は運搬費も対象になるのか。

A3. 休廃止設備を移設して稼働する場合、他管内から移設する場合の運搬費は対象です。ただし、同一管内で稼働中の設備を移設する場合は補助対象外となります。

Q4. 燃料費はどこまで認められるのか。

A4. 公募要領に記載されている化石燃料が補助対象となり、それらの増出力分に限り認められます。

Q5. 自家消費でも燃料費は認められるのか。

A5. 需給調整契約などの電力会社との契約等に基づき稼働した際に使用した燃料費は対象となります。ただし、1時間あたり20kW以上の出力で稼働していることが前提となります。

Q6. 副生ガスに化石燃料を混焼している場合は認められるのか。

A6. 混焼している化石燃料の数量が特定できれば化石燃料分のみが補助対象になります。

Q7. ゴミ発電の場合は対象になるのか。

A7. 廃棄物のみの焼却により発電している場合、燃料費は補助対象になりません。化石燃料を混焼している場合には、化石燃料の分の燃料費や、電気を供給するために系統に新たに接続する設備工事費用は対象になります。

Q8. 休止、廃止設備の再稼働等のために必要な設備工事費とはどのようなものが該当するのか。(燃料タンクや防音壁の設置等)

A8. 休廃止設備の状況によって必要な設備工事の内容も違うことから、事業実施に必要不可欠な設備工事であれば補助対象として認められます。ただし、定期検査や日常のメンテナンスのような通常の稼働においても必要とされる修繕費は対象外です。なお、必要性については、採択および交付の際に審査させていただきます。

Q9. 設備の購入や設置工事を実施するにあたり、3社見積もりや競争入札等の条件はあるか。

A9. 他の補助金制度と同様のルールが適用されますので、交付申請の際は競争入札、相見積もり(3社)をとっていただきます。なお、公募に応募される段階では見積りは1社分で結構です。

Q10. 点検や清掃などのメンテナンス費用は認められるか。

A10. 稼働中の通常の維持経費は対象外です。

Q11. 同一事業所で、売電と自家消費の両方について応募することは可能か。

A11. 可能です。ただし、売電の事業と自家消費の事業を別々に応募して下さい。この場合に限って、同一事

業所から複数の応募が可能です。

#### 4. 新設、増出力、稼働条件関係について

Q1. どの時点と比べて増出力した場合に対象となるのか。

A1. 電気を供給する事業においては、平成22年12月から平成23年3月までの出力実績の平均と比べて、平成26年3月31日までにおいて、1時間あたり500kW 以上を増出力して一定時間運転することが予定されている場合に、増出力により増加する供給量が補助金の対象となります。自家消費の目的で自家発電設備の設置等を行う事業に関しては、同じく平成26年3月31日までにおいて、1時間あたり20kW 以上の出力で、電力会社と需給調整契約などの個別の要請に応じて自家発電を運転する場合を対象としています。

Q2. 出力500kW(または20kW)の新設、増出力が要件となっているが、定格出力が500kW 以上(または20kW 以上)となっていればいいのか。

A2. 定格出力ではなく、所内ロスなどを除いた発電実績値として500kW 以上(または20kW 以上)の出力がされるものが対象になります。

Q3. 休止、廃止設備とはいつから休廃止したものになるのか。

A3. 平成23年3月より前から休止、または廃止し、それ以降稼働していないものが対象です。

Q4. 同一管内で1事業者が複数の事業所を持つ場合、500kW 未満(または20kW 未満)の自家発電を複数の事業所に設置して、合計で500kW 以上(または20kW 以上)になる場合は対象になるのか。

A4. 対象になりません。1事業所内で合計500kW 以上(または20kW 以上)になる場合が補助対象です。

Q5. 自家消費の設備工事費については、需給調整契約を結んでいる場合、電力会社からの要請なく実際に稼働しない場合でも補助対象になるのか。

A5. 随時調整契約など契約に基づいて需給ひっ迫時に稼働の要請をされるものは、結果的に要請されない場合も考えられますが補助対象となります。ただし、燃料費については、需給調整契約などの電力会社との契約等に基づき実際に稼働した場合の燃料費に対して補助されます。

Q6. 休廃止した時期についてはどのように書類で証明するのか。

A6. 電気事業法の電気工作物廃止報告書、出力変更報告書、保安規程変更届出、発電月報・日報(出力変更、点検項目の変更)、事業者名での停止時期の証明書などにより停止時期、停止期間が証明できる書類を提出していただきます。

Q7. たとえば自家消費の設備工事費について、出力10kW 以上の設備を2台設置し、20kW 以上となる場合も対象となるのか。

A7. 一事業所内で新增設、再稼働される設備の合計が20kW 以上となれば対象となります。

Q8. 系統連系していない設備も対象か。

A8. 今冬(平成25年12月から平成26年3月)にピークカット等の目的で稼働するために新增設、再稼働するものであれば、系統連系の有無にかかわらず対象となります。

- Q9. 自家消費の目的の場合、稼働している設備を建て替える費用(いわゆるリプレース)は補助対象となるのか。
- A9. 建て替え後の出力が減少する場合、または同出力の場合は対象外です。出力が建て替え前より20kW以上増加する場合は、増加分を対象(増加分を按分などにより算出)とします。

#### 5. 申請書類について

- Q1. 代表者はどのクラスのものになるのか。
- A1. 原則的には会社の代表者名になりますが、委任状があれば工場長名などでも可能です。また、社内規定等で補助事業の申請に必要な権限が工場長などに委譲されている場合は、工場長名などでも申請が可能です。この場合は、社内規定等の提示が必要です。
- Q2. 提出期日に間に合わないため、申請書の提出はFAXでも可能であるか。(正本は後日送付)
- A2. FAXでの申請は受け付けていません。

#### 6. 交付決定、確定について

- Q1. 交付決定はどのようにして決まるのか。
- A1. 公募要領にしたがい申請された内容を審査し、採択の通知を行います。採択の通知後に改めて補助金の交付申請をしていただき、交付決定となります。交付申請されない場合、手続きに著しく不備がある場合には、補助金は交付されません。
- Q2. 交付決定日はいつ頃になるのか。
- A2. 採択結果が出てから、交付申請を受け付け、その後1ヶ月を目安として交付決定を行います。A1に記載したとおり、交付決定までには、①公募への申請→審査→採択と、②交付申請→事務局による精査→交付決定の二段階の手続きが必要となります。公募への申請が採択されたとしても、交付決定が為されたわけではありませんのでご注意ください。
- Q3. 交付決定額はどのように決まるのか。
- A3. 燃料費については、公募要領に記載の単価および係数と予定される発電量に補助率を乗じた金額以内となります。設備工事費は、予定される設備工事費に補助率を乗じた金額以内になります。ただし、1申請につき燃料費と設備工事費の補助金の合計は5億円が上限になります。
- Q4. 補助金額はどのように確定されるのか。
- A4. 交付要件を満たしていることを確定検査により確認いたします。具体的には、平成26年3月31日までに稼働しており、発電量、発電時間、発電期間、電力会社への電気の供給量、設備工事に関する書類等により、交付要件に該当していることが認められた場合に補助金が交付されます。燃料費については、燃料の使用量、購入金額の実績額に補助率を乗じた金額と交付決定額のどちらか低い金額が交付額になります。設備工事費についても、交付決定額と実績額に補助率を乗じた金額とどちらか低い金額が交付額になります。

#### 7. 申請書の書き方について

- Q1. 申請様式の書き方を教えて欲しい。

A1. みずほ情報総研のHP「公募情報 3. 資料」をご覧ください。それでもなお不明の場合は問い合わせ先までご連絡願います。

Q2. 計画書「4. 交付対象となる自家発電設備の概要」にある、「発電効率」は、何を記載するか。

A2. 発電端発電効率について、メーカー仕様値を記載してください。

Q3. 計画書「4. 交付対象となる自家発電設備の概要」にある、コジェネ有りの場合の「排熱回収効率」は、何を記載するか。

A3. 排熱回収効率について、メーカー仕様値を記載してください。

Q4. 平成22年12月から平成23年3月までの発電実績の平均はどのように求めるか。

A4. 平成22年12月から平成23年3月について、総供給(運転)電力量(kWh)を、総運転時間(h)で除してください。発電機が複数ある場合の総運転時間は、複数の発電機が同時に稼働している時間帯の重複を除いたものとします。

例1: 複数の発電機が同時に稼働している場合

出力100kWの発電機3台が、同時に24時間稼働している場合、一日分の総供給電力量は7200kWhであり、総運転時間は24時間であって、発電実績の平均は300kWとなります。

例2: 運転パターンが異なる発電機が一部重複して稼働している場合

出力100kWの発電機が毎日24時間稼働し、出力350kWの発電機が月曜日から金曜日まで一日12時間稼働している場合、一週間分の総供給電力量は37800kWhであり、総運転時間は168時間であって、発電実績の平均は225kWとなります。

例3: 複数の発電機が重複せずに稼働している場合

出力1万kWの発電機が12月1日から1月31日までの期間で大晦日・元旦を除いて59日間24時間稼働し、出力3万kWの発電機が2月1日から3月31日まで59日間12時間稼働している場合、4か月分の総供給電力量は4248万kWhであり、総運転時間は2124時間であって、発電実績の平均は2万kWとなります。

## 8. その他

Q1. 本補助金で設備導入の補助金を受けるのと同時に、地方自治体から燃料費の補助を受けることは可能か。

A1. 補助対象に重複が無ければ可能です。

以上

2013/10/15 公開